

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第12号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年香川県規則第81号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
第3号様式（第5条関係）				第3号様式（第5条関係）			
年 月 日				年 月 日			
所得等報告書				所得等報告書			
香川県知事 _____ ㊟				香川県知事 _____ ㊟			
区	分	所得金額	基因となった事実	区	分	所得金額	基因となった事実
略				略			
分離課税	略			分離課税	略		
	株式等の事業・譲渡・雑所得				株式等の事業・譲渡・雑所得		
	<u>上場株式等の配当所得</u>						
略				略			
略				略			
注 略				注 略			

附 則
この規則は、公布の日から施行する。